

診療・検査医療機関の皆様へ

休日に小児の診療を行う診療・検査医療機関の診療促進について

休日の小児診療を促進するため、診療・検査医療機関が、**土曜日午後、日曜日及び国民の祝日に、小児（15歳未満）**の新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱患者等に診療及び検査を行った場合や新型コロナウイルス感染症の小児陽性者への診療を行った場合に、その実績に応じ謝金をお支払いします。

◆対象期間 令和5年4月1日（土）～令和5年5月7日（日）

◆時 間：土曜日午後 12時～24時
日曜日及び国民の祝日 0時～24時

都ホームページ：休日に小児の診療を行う診療・検査医療機関の診療促進について

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/iryokikan/kyuzitu-shoni.html



◆対象医療機関

都内の診療・検査医療機関で、

事前に申請サイトの「対象者」欄で「4.小児患者に対応可」を選択した医療機関

※「小児患者に対応可」の登録がない場合は、謝金のお支払いができません。

※診療・検査医療機関の指定を受けて、本事業にご協力していただける場合は、

東京都福祉保健局のホームページから指定手続きをしてください。

その際、「小児患者に対応可」の選択もお願いします。

都ホームページ：診療・検査医療機関について

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/iryokikan/shinryoukensa.html



◆支給額

①新型コロナウイルス感染症の疑いがある15歳未満小児患者の診療及び検査
1件につき4,300円

②新型コロナウイルス感染症陽性の15歳未満小児患者の診療
1件につき4,300円

○往診や健康観察は、本事業の支給対象となりません。

◆支給の流れ

① 診療の事前に、申請サイトで「小児患者に対応可」に登録

② 対象期間終了後、診療（検査）の実績に基づき、実績報告書をご提出ください。
提出先等は、5月上旬に診療・検査医療機関の皆様にもメールでご案内します。

【問い合わせ先】 東京都福祉保健局 感染症対策部 事業推進課 感染症医療整備担当
電話：03-5320-4347